

新たな実用新案制度の創設の提案

平成 25 年度特許委員会（第 1 委員会及び第 2 委員会）第 4 部会

要 約

平成 25 年度特許委員会第 4 部会において、中小企業・ベンチャー企業の活性化に寄与できる制度を目指して、実用新案法の抜本的な改正について検討した。中小企業・ベンチャー企業の多くは、特許制度の利用に長けていない。このような企業が差別化・特化、技術開発、高付加価値化等に活用できる制度にすべきとする観点から検討を行った。その検討の成果として、収益に繋がるちょっとしたアイデアについて保護を受けられるように、特許法のような進歩性の要件は不要で、①新規性がある、②付加価値性（使い勝手がよくなった、便利になった等）があれば、技術的思想の創作を実体的審査の下で登録できる新たな制度の創設を提案する。これに合わせて、保護対象の拡大、効力の修正、審査着手後の審査の繰り延べなどの導入も提案する。

目次

1. 提案の概要
2. これまでの検討経過
3. 中小企業の活性化の必要性
 - (1) 実用新案制度のターゲットユーザとしての中小企業
 - (2) 日本の産業全体の生産性等の側面
 - (3) 日本の産業における中小企業
 - (4) 世界的な中小企業の育成の動向
4. 実用新案制度の活性化の必要性
 - (1) 中小企業による特許出願・実用新案登録出願等
 - (2) 中小企業における知的財産の活用による成果
 - (3) 現行の実用新案権に関する民事訴訟
 - (4) 実用新案制度による中小企業の活性化
5. 改正案の方向性
6. 具体的な改正案の検討
 - (1) はじめに
 - (2) 改正案の概要
 - (3) 改正案の具体的内容
 - ①進歩性に代わる第 2 の要件
 - ②保護対象の拡大
 - ③効力の修正
 - ④審査主義の復活
 - ⑤審査請求期間
 - ⑥審査着手後の審査の繰り延べ
 - ⑦出願公開制度の復活
 - ⑧存続期間
 - ⑨仮出願制度
 - ⑩変更出願、分割出願
7. まとめ
8. 今後の課題
9. 検討メンバー

1. 提案の概要

平成 25 年度特許委員会第 4 部会において、平成 24 年度特許委員会における審議結果を踏まえ、技術の知的財産権による保護の「裾野」を広げることができ、しかも知的財産権の本質的部分の効果のみならず事業上の効果を得ることで、中小企業・ベンチャー企業の活性化に寄与できる制度を目指して、実用新案法の抜本的な改正について検討した。

その成果として、特許制度の利用に長けていない中小企業・ベンチャー企業でも、自己の事業の活性化に繋がる技術的思想の創作について保護を受けられるようにするために、特許法および現行の実用新案法のような進歩性の要件は不要で、新規性がある、付加価値性（使い勝手がよくなった、便利になった等）がある技術的思想の創作を実体的審査の下で登録できる新たな制度の創設を提案する。

2. これまでの検討経過

平成 24 年度特許委員会において、実用新案制度の活用性向上のための改正検討について審議され、次のように報告されている。すなわち、権利の濫用を防止し、第三者の監視負担が増大しないようにしながら、「権利の安定性が低い」、「制度の利便性が低い」、「権利内容の公表時期が早い」という制度の利用促進という観点からみた 3 つの問題点を是正する改正案として、

2つの改正案が提案されている。第1の改正案は、審査主義を採用し、その審査において進歩性（3条2項）の要件を特許の進歩性（特許法29条2項）に比べて引き下げる一方で、実用新案権の権利効力は特許権に比べて弱いものとする、というものである。第2の改正案は、第1の改正案よりも緩やかな改正とし、無審査登録主義（14条2項）は維持するが、審査主義のメリットを適宜取り入れた制度とする、というものである。

3. 中小企業の活性化の必要性

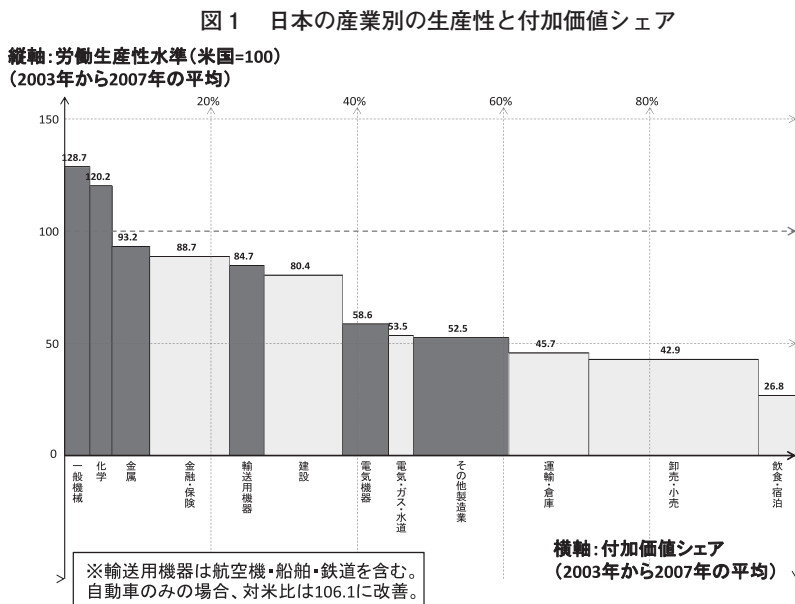
(1) 実用新案制度のターゲットユーザとしての中小企業

1905年に導入された実用新案制度は、当初、小発明を保護し国内産業の発展を促進することを目的としていた。1993年には無審査制度への改正が行われている。導入当初から現行制度に至るまで、中小企業に使いやすい制度にしているといえる。

ここで、実用新案制度のターゲットユーザともいえる日本の中小企業の現状を確認しておく。

(2) 日本の産業全体の生産性等の側面

大企業も含めた日本の産業全体において、産業別の生産性と付加価値シェアは、図1に示されるとおりである。図1は、横軸に全体の付加価値に占める各産業のシェアを、縦軸に各産業の労働生産性水準の対米国比をとり、労働生産性水準が高い産業から順に並べて図表化したものである（平成25年度版通商白書より引用）。

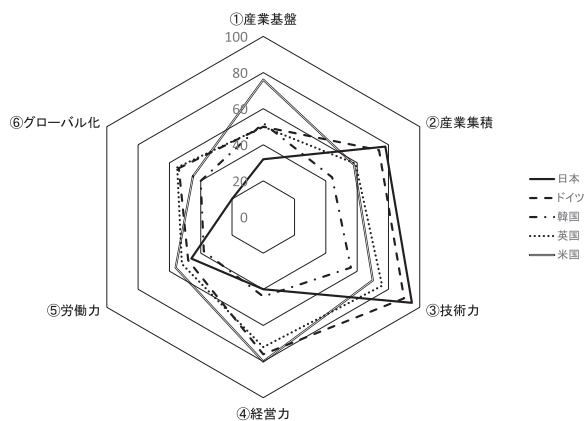


備考：製造業は赤、非製造業は青で色づけている。
資料：EU KLEMSから作成。

日本では、製造業が、比較的高い生産性を示しているが、その付加価値シェアは比較的低いことが分かる。一方、非製造業の付加価値シェアは比較的高いが、その生産性は比較的低いことが分かる。

ここで、大企業も含めた日本の製造業の強さを外国と比較すると、図2に示されるように、技術力および産業集積にあるといわれている（経済産業省・厚生労働省・文部科学省「平成24年度ものづくり基盤技術の振興施策」より引用）。

図2 主要国の製造業競争力チャート



日本の製造業全体についてみると、強さである技術力を付加価値に結び付けることの支援には意味があると考えられる。

(3) 日本の産業における中小企業

中小企業庁によれば、図3に示されるように、「中小企業」の数は、2006年には、419.8万社で我が国の企業

数の99.7%を占め、中小企業の従業者数は2,784万人で我が国の雇用の約7割を占めている。また、国民総生産の約2割を占める製造業においても、2008年には、中小企業は48.4兆円と製造業付加価値額の約5割を占めており、我が国経済を支える存在である。」とされている（中小企業白書2011より引用）。ここにいう中小企業には、いわゆるベンチャー企業、スタートアップ企業なども含まれる。以下、特に説明がない限り、「中小企業」の用語は、ベンチャー企業、スタートアップ企業なども含める意味で使用する。

なお、企業数および中小企業・小規模事業者数は、1986年以降長期に渡って減少傾向にあり、2009年から2012年において、8.3%減少しており、また、2010年における開業率は、4.5%と米国・英国の約半分の水準にある。

また、中小企業庁委託のアンケート調査によれば、中小企業は、大企業に比べて、「企画・立案」、「試作」、「最終財製造」の事業分野を自社の強みと認識している割合が高い（中小企業白書2011より引用）。「企画・立案」、「試作」、「最終財製造」は、付加価値を創り出す可能性の高い事業分野と言える。

(4) 世界的な中小企業の育成の動向

平成25年版通商白書においては、潜在力のある産業・企業の支援と題して、国内経済の成長に大きく寄与する中堅・中小企業の支援の必要性が論じられている。

「EU4か国（ドイツ、フランス、イタリア、英国）において、経済が低迷した2007年から2010年までの間に、大企業が約150万人の雇用を減らす中、中堅企業は、小企業の約9万人を大きく上回る約19万人の雇用創出に貢献したとの調査結果が存在する。なお、こうした中堅企業は、EU4か国の全企業数に占める割合が2%に満たない水準であるにも関わらず、中堅企業が生み出す売上高、雇用、GDPの割合は、それぞれ全体の約30%を占めるに至っており、中堅企業がEU4か国の経済活動を支える源泉となっている。

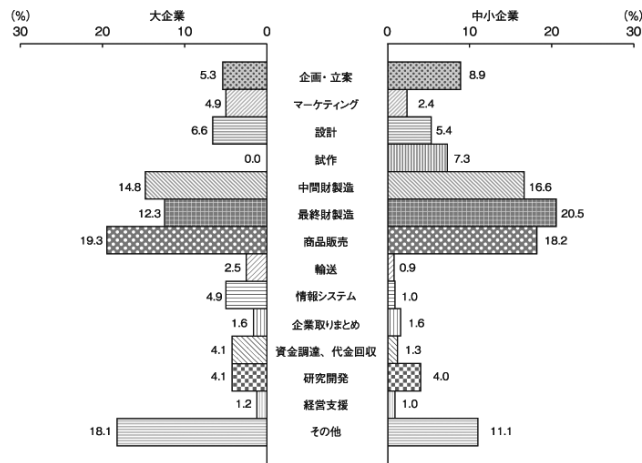
欧州のみならず、米国においても、中堅企業が経済の底堅さを支えている様子が窺える。米国において中堅企業90はGDPの約1/3を占めているが、売上高の伸びや雇用の伸びから見て、S&P500企業と比肩する（場合によっては凌駕する）パフォーマンスを示している。

日本においても、同様の規模の企業のパフォーマンスが良好であることが確認できる。」（平成25年版通商白書より引用）

また、ここでは、良好なパフォーマンスを示す国内外の複数の企業における事例の特徴として、差別化・特化、技術開発と共に、高付加価値化が挙げられている。

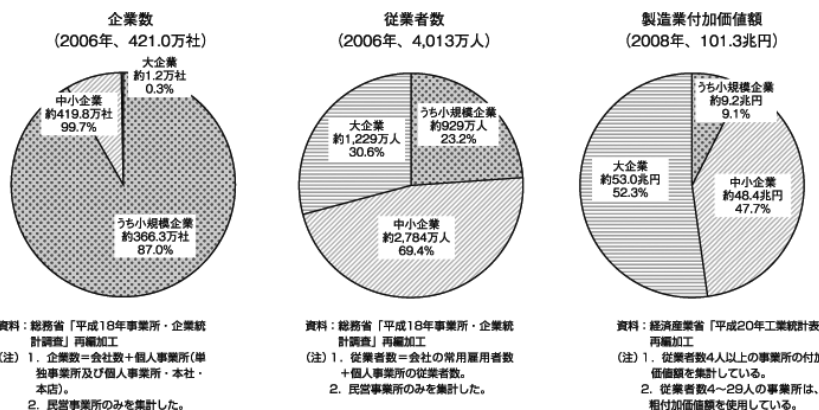
我が国の中小企業の育成において、差別化・特化、技術開発、高付加価値化の側面を支援することは大きな意味を持つといえる。

図4 自社の強みとする分野



資料：中小企業庁委託「産業、生活を支える企業に関するアンケート調査」(2010年11月、(株)三菱総合研究所)

図3 中小企業の企業数、従業者数、製造業付加価値額



割合は12%にすぎず、技術の特許化における「裾野」の広がりには限定的となっている。

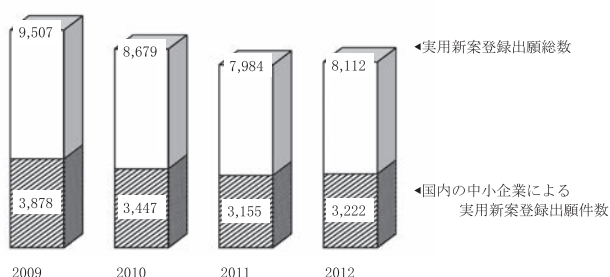
表1 主体別出願率

2011年度 全特許出願数	出願率			
	個人	中小企業	大企業	その他
342,610	3%	9%	70%	18%

平成25年11月28日 産業構造審議会 第3回知的財産分科会資料3から抜粋

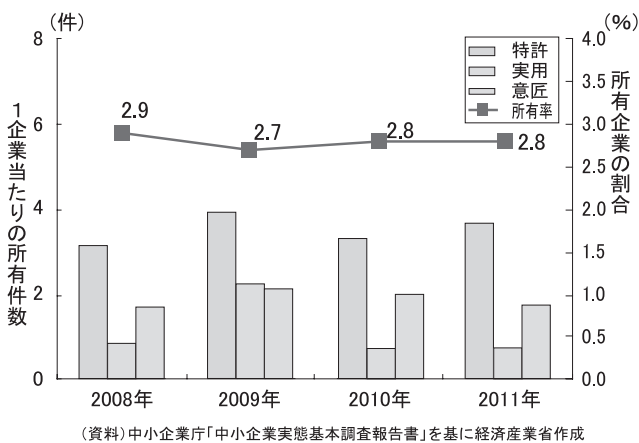
一方、実用新案登録出願において、実用新案登録出願総数に占める中小企業による出願の割合は、約40%で推移している。

図5 国内の中小企業による実用新案登録出願件数



しかしながら、中小企業1企業当たり所有する実用新案権の件数は、特許権の件数より少ない。

図6 中小企業の所有する特許権等 (特許行政年次報告書2013年版より引用)



実用新案登録出願件数や所有数の状況から、中小企業が、より多くの実用新案権を所有し、これを活用できるよう、実用新案制度を改革する必要性はあると考えられる。

(2) 中小企業における知的財産の活用による成果

中小企業が知的財産を活用することによって具体的にどのような成果を得ているかについて、近畿経済産業局 地域経済部産業技術課特許室がアンケート調査を実施している。約1,070社の中小企業から回答を得

ており、表2に示すように、従業員数別に、知的財産の活用による成功事例を集計している。

表2 知的財産の活用による成功事例(従業員数別)(N=1076)

知的財産活用成功事例	従業員数		
	30人以下 (N=99)	30~100人 (N=66)	101人以上 (N=93)
a. 知的財産権の保有により製品・ノウハウを模倣から守ることができた	48.5%	59.1%	71.0%
b. 知的財産権の保有により他社との競争で優位に立つことができた	66.7%	75.8%	80.6%
c. 知的財産権の保有によりサプライヤーや販売先との交渉が有利	54.5%	37.9%	34.4%
d. 知的財産権の保有が技術力評価につながり新たな販路が開拓できた	64.6%	57.6%	55.9%
e. 自社が保有する知的財産権に注目した他社と業務提携が実現	33.3%	22.7%	18.3%
f. 知的財産権の保有により他社等からの信頼を得て共同研究・事業を推進	27.3%	19.7%	25.8%
g. 知的財産権の保有について広報活動で積極的にアピールできている	53.5%	45.5%	41.9%

近畿経済産業局 地域経済部産業技術課特許室発行「知財とうまくつきあうコツ! -伸びる会社はココが違う! 知財体制と管理のヒント集 in KANSAI-」平成24年(2012年)2月発行 第86頁、第87頁図表13から抜粋

従業員数別に活用効果を比較すると、従業員数が101人以上の中小企業においては、「b. 知的財産権の保有により他社との競争で優位に立つことができた」(80.6%)、および「a. 知的財産権の保有により製品・ノウハウを模倣から守ることができた」(71.0%)といった、自社の知的財産を守ることに活用効果を感じている企業が多い。

一方、従業員数が30人以下の中小企業においては、「d. 知的財産権の保有が技術力評価につながり新たな販路が開拓できた」(64.6%)、「c. 知的財産権の保有によりサプライヤーや販売先との交渉が有利」(54.5%)、「e. 自社が保有する知的財産権に注目した他社と業務提携が実現」(33.3%)といった、事業活動の展開に活用している企業が他よりも多くなっている。

項目aおよびbの活用効果は、競合他社に対して知的財産権の効力を働かせるものであり、知的財産権の本質的部分である。他の項目c~gの活用効果は、競合他社を排除するためのものではなく、新たな顧客、サプライヤー、販売先などを確保することを目的とした効果であり、知的財産権を形式的に活用することによって事業上の効果を得たものと考えられる。

(3) 現行の実用新案権に関する民事訴訟

現行の実用新案権についての民事訴訟の判決の数は、平成7年から平成24年までで、23件である。実用新案権の単独の侵害訴訟で、侵害が認められた案件の数は、2件であり、その損害賠償の額の最高は、45万円である。

ある意味で、訴訟の数は、権利の活用のしやすさを示し、損害賠償の額は、権利の価値を示している。現行制度の実用新案権は、所有者にとって、活用がしにくく、権利の価値もそれほど高くないといってもよい。

(4) 実用新案制度による中小企業の活性化

日本の中小企業は、韓国、中国等の台頭により、低付加価値製品は厳しい状況に置かれている。そのため、より付加価値の高い製品やサービスを開発することが重要であり、米国のシリコンバレーのベンチャー企業のような企業を多数産み出すために、中小企業・ベンチャー企業には、新たな環境づくり、新たな仕組み作りが必要である。

実用新案制度を、中小企業・ベンチャー企業のための環境・仕組みと捉えて、中小企業・ベンチャー企業を活性化させるものにするべきである。

5. 改正案の方向性

中小企業・ベンチャー企業の創業及び支援のため、制度の利用促進を図り得る実用新案法の改正を行うべきである。そのためには、中小企業・ベンチャー企業にとって、差別化・特化、技術開発、高付加価値化等に寄与できる実用新案制度とすべきであろう。

6. 具体的な改正案の検討

(1) はじめに

製造業だけでなく非製造業も含む中小企業・ベンチャー企業の活性化を通して、技術的知的財産権による保護の「裾野」を広げるために、現制度の保護対象である「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限る必要はなく、方法や物質についても保護対象に含めるべきである。保護対象を方法等にまで広げることから、「実用新案」「考案」の語をそのまま用いると今までの制度の運用によって確立されている概念との間で混同を生じるおそれがある。「実用新案」に代えて新たな語を用いるべきであろうが、本稿においては「新実用新案」の語を用いることとする。一方、「考案」

については、本稿においては「創案」の語を用いることとする。

(2) 改正案の概要

特許制度の利用に長けていない中小企業・ベンチャー企業でも、収益に繋がるちょっとしたアイデアについて保護を受けられるようにするために、特許法のような進歩性の要件は不要で、①新規性があった、②付加価値性（使い勝手がよくなった、便利になった等）があれば、十分とすべきである。そのような①新規で、②付加価値の高い「創案」を実体的審査の下で登録できる制度の創設を提案する。

(3) 改正案の具体的内容

具体的内容の検討では、重要と推察される項目の順に検討を行った。以下、その順に説明する。

①進歩性に代わる第2の要件

この検討に先立ってメンバーで確認したところ、登録要件として「新規性」を要求することに異論はなかったことから、新実用新案制度の第1の登録要件として、「新規性」を要求することを前提に、第2の要件を検討した。

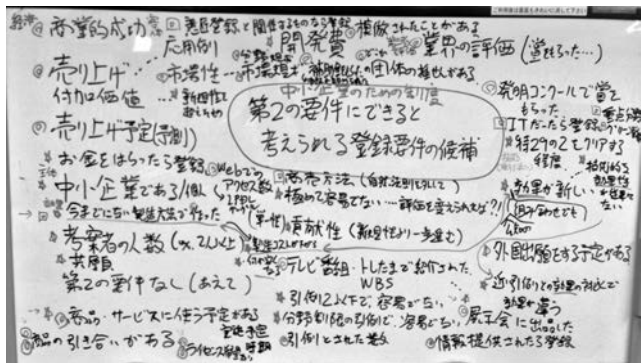
現行の実用新案制度および特許制度における第2の要件である進歩性のレベルは、法理の文言上は差があるものの、実務上は実質差がない。技術的知的財産権による保護の「裾野」を広げるためには、進歩性に代わる新たな登録要件を設けるべきである。

ここでは、イメージの誘導を避けるために、抽象的な「第2の要件」という用語を用いている。

改正案の検討対象の項目中では、この第2の要件が最も重要と考えられる。そこで、より質の高い検討結果を得るために、目的や目標、プロセスを確認し枠組みを決める共有、多数のアイデアや案を出す発散、アイデアと案を整理して核心を発見する収束、最終的に合意してまとめる決定の各プロセスに沿って検討を行った。

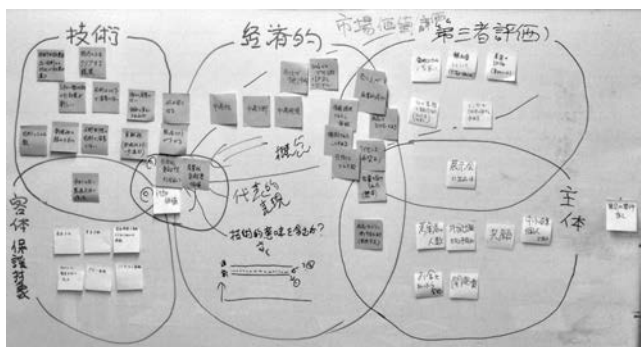
発散のプロセスでは、図7に示されるように、「第2の要件なし」や「中小企業／個人である」など極端な候補から、「特許法29の2をクリアする程度」や「引例2つ以下で容易でない」など現在の登録要件の考え方に近い候補まで広い範囲で候補が洗い出されて、最終的に47の候補が出された。

図7 第2要件の候補の抽出



収束のプロセスでは、図8に示されるように、「技術」「経済性」「第三者評価」「主体」「客体/保護対象」といった観点でまとめて、47の候補を分類/整理した。

図8 第2要件の候補の分類/整理



決定のプロセスでは、このように分類/整理された候補の全体を俯瞰しながら、「第2の要件」とすべき概念について検討した結果、メンバー間で軸となる考えの一致が見られた。

その結論は、次のようなものである。

- ・進歩性に代わる新たな登録要件として、「付加価値性」を要求する。
- ・「付加価値」には、技術的な側面からとらえた「技術的価値」と、技術に基づく経済的な側面からとらえた「技術に基づく経済的価値（以下、「技術経済価値」という）」とが含まれる。
- ・「付加価値性」があるといえるためには、「技術的価値のあるもの」、または「技術経済価値のあるもの」でなければならない。言い換えれば、「技術的価値のあるもの」および「技術経済価値のあるもの」のいずれか一方を満たせば、「付加価値性」がある。当然、「技術的価値のあるもの」および「技術経済価値のあるもの」の双方を満たせば、「付加価値性」がある。「技術的価値のあるもの」は、技術そのものに価値がある場合（現行の実用新案制度の進歩性を満たす場合を含む）の他、実施の結果として該当するに至る場合

も含まれるものとする。

例えば、

- ・ライセンスの申し込みがある、
 - ・業界の評価が高い、
 - ・技術的なコンクールにおける評価が高い、
- 等の場合には、技術そのものの価値だけを見れば低いときでも、実績をベースに「技術的価値のあるもの」に該当するに至り、「付加価値性」を獲得したものと認定する。

「技術的価値のあるもの」に該当しない例として、

- ・単なる用途を見つけた（注、これまでなかった新規な用途を発見した場合は「技術的価値のあるもの」に該当する）、
 - ・置換（例えば、形成材料を金属からプラスチックに置換）、
 - ・売れていないもの、
 - ・すぐ思いつくもの、
 - ・数値限定をただけ、
 - ・設計事項、
- 等を挙げ得る。

「技術経済価値のあるもの」に該当する例として、

- ・よく売れる（注）、
 - ・安く造ることができる、
 - ・使い勝手が良い、
 - ・需要者にとって便利である、
- 等を挙げ得る。

（注「商業的成功」は、「技術経済価値のあるもの」に含まれるとする。ただし、デザイン、広告宣伝、ネーミング等の商業的要因によってのみ売れたものは除く。）

以上のように、新実用新案制度は、第1の登録要件として、「新規性」を要求し、第2の要件として、「付加価値性」を要求するものとするべきである。

このようにすることで、特に、「企画・立案」、「試作」、「最終財製造」の事業分野において強みを有する中小企業の活性化に寄与するものと考えられる。

②保護対象の拡大

- ・中小企業・ベンチャー企業の活性化を通して、技術的知的財産権による保護の「裾野」を広げるためには、保護対象を「物品の形状、構造又は組合せに係る「創案」に限る必要はなく、方法に係る「創案」、物質に係る「創案」も含むように拡大すべきである。

・「創案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

③効力の修正

中小企業といえども自社の知的財産を守ることに活用効果を感じている企業が多いことから、知的財産権の本質的部分の活用を確保しておくことは必要である。一方、技術の知的財産権による保護の「裾野」が広がることから、権利の濫用を防止するための一定の制限を設ける必要もある。

そこで、「進歩性」に代えて「付加価値性」を第2の要件とするのであれば、新実用新案制度における効力は以下のようにあるべきとの結論に達した。

- ・損害賠償請求における損害額の推定規定(29条)、および刑事罰(56条等)については、現行の実用新案制度と同様とする。
- ・一方、差止請求権(27条)を行使するための要件として、権利者が「実施」していることを要件とする。「実施」には、準備を含まないこととし、権利の濫用の防止を確実なものとする。
- ・審査主義の採用により、現行の実用新案技術評価制度(12条)、実用新案技術評価書の提示(29条の2)、及び実用新案権者等の責任(29条の3)は廃止する。

④審査主義の復活

現行の実用新案制度は権利の安定性が低いという問題点が指摘されており、新実用新案制度は、「権利の安定性」を重視し、「活用しやすい制度」とすべきである。

「権利の安定性」を確保する施策として、全件審査が知られている。しかし、全件審査の場合には、権利内容が早期に公表され、商品の製造・販売時期(実施時期)よりも公表時期が早くなってしまうことが多く、プレスリリース等の発表時点まで商品を秘密にしておきたい企業にとっては、デメリットが大きい。

以上の観点およびこれまでの検討結果を考慮して、次のような結論に達した。

- ・実体的審査を復活させる。
- ・登録要件については全ての要件を審査する。
- ・進歩性に代わる新たな登録要件として、「付加価値性」を要求する。「付加価値性」は、審査時まで満たしていれば良い。他の登録要件は特許と同様とする。
- ・早期公表のデメリットを是正するため、審査請求制度を採用する。また、「付加価値性」を獲得するため

に一定の期間が必要な場合も想定され、このような場合に対応するためにも、審査請求制度を採用する。

- ・他人による審査請求は認める。
- ・審査主義を採用したことにより、実用新案登録に基づく特許出願(特許法46条の2)を撤廃する。

⑤審査請求期間

審査請求期間は特許への出願変更の期間に揃えて3年とするのが妥当である。

技術そのものの価値だけを見れば低いときでも、実績をベースに「技術的価値のあるもの」又は「技術経済価値のあるもの」に該当するに至ったときには「付加価値性」を獲得したものとなるが、「付加価値性」を獲得するまでに審査請求期間の3年を超える場合も想定される。このような場合に何らかの救済手段を設けるのが望ましい。この救済手段として、審査請求の意思表示を示した出願人に、付加価値の実績を待つ期間を与えるため、審査着手の繰り延べを行うことが考えられる。その一方、無制限に審査着手を繰り延べたのでは不安定な期間が過度に長くなってしまう。

そこで、次の制度が妥当と考えられる。

- ・審査請求期間を3年とし、審査着手の繰り延べの請求を認めることとする。ただし、審査請求料については審査請求時に先払いすることとし、審査着手の繰り延べの安易な請求を抑制する。
- ・審査着手の繰り延べ期間は、第三者とのバランスの観点から2年が妥当である。
- ・第三者から審査請求されて審査請求料が納付されたときも、出願人が審査着手の繰り延べの請求をできるようにする。
- ・審査着手の繰り延べが請求された事実を公開する。

⑥審査着手後の審査の繰り延べ

審査手続きにおいて、「付加価値性」欠如を理由とする拒絶理由通知を受けた場合の出願人の対処として、実績をベースに「技術的価値のあるもの」又は「技術経済価値のあるもの」に該当するに至り、「付加価値性」を獲得した事実に基づいて反論できることとする。

この場合、「付加価値性」の実績が現れるまでの期間を確保するために、審査を一時的に繰り延べることが妥当である。その一方、審査の帰趨が長期にわたって未確定のままでは第三者に不利益を与えるおそれがある。

そこで、審査着手後の審査の繰り延べは、次のよう

な制度とすべきである。

- ・審査請求時に審査着手の繰り延べを請求していない場合
→拒絶理由通知への応答に関して、実績を待つための審査繰り延べ期間を認める。
- ・審査請求時に審査着手の繰り延べを請求していた場合
→拒絶理由通知への応答時には審査の繰り延べは認めない。つまり、出願が特許庁に係属している間のうち1回に限って、審査着手の繰り延べ、または審査の繰り延べを認めることとする。
- ・審査着手後の審査の繰り延べが請求された事実を公開する。

⑦出願公開制度の復活

- ・審査主義を採用することにより、出願から1年6ヶ月で「創案」の内容が公開されるようにする。
- ・補償金請求権は認めない。

⑧存続期間

- ・存続期間については、現行と同様に、出願から10年とする。

⑨仮出願制度

中小企業・ベンチャー企業にとっては、開発の途中の段階で、市場における検証や、資金調達のための投資者との交渉を行うために、競合他社による「創案」の盗用や侵害を防ぎつつ、出願までの時間的な猶予を、安価な手続で確保したいことがある。

そこで、次のような仮出願制度を設けるべきである。

- ・仮出願日を優先日として確保することができ、記載要件が要求されない仮出願制度を設ける。
- ・仮出願制度は、中小企業・ベンチャー企業が代理人によらないで自分自身で手続をすることが可能なように、正式な請求の範囲や詳細な説明の記載を不要

とし、図面、論文、箇条書きなどで「創案」を理解できる程度に記載されていれば足りるとする。

- ・仮出願から1年以内に、記載要件を満たした本出願をすることを必要とする。ただし、仮出願に基づく国内優先権主張出願をすることもできることとする。

⑩変更出願、分割出願

- ・いずれも現行の実用新案制度のとおりとする。

7. まとめ

以上のように、技術の知的財産権による保護の「裾野」を広げて、差別化・特化、技術開発、高付加価値化等を指向する中小企業・ベンチャー企業の活性化に寄与するため、新規性及び付加価値性がある技術的思想の創作を実体的審査の下で登録できる新たな制度の創設を提案する。

8. 今後の課題

特許制度と並存させつつ、新実用新案制度の利用促進を図るためには、特許法と制度上の差異を明確に設けたうえで、中小企業・ベンチャー企業の活性化を通して、技術の知的財産権による保護の「裾野」を広げることができるような大幅な改正が必要であり、この方針に沿って改正内容の検討を続けるべきである。

9. 検討メンバー

平成25年度特許委員会（第1委員会）：

木村 浩幸、楠本 高義、三上 敬史

平成25年度特許委員会（第2委員会）：

遠藤 和光、梶井 良訓、佐藤 博正、菅原 峻一、長谷川 俊弘、森本 有一

以上

(原稿受領 2014. 3. 19)